

東大阪福障児第481号
令和2年5月29日

通所支援事業所 管理者様

東大阪市福祉部障害者支援室
障害児サービス課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う
障害児通所支援事業所の対応について（通知）

平素は、本市児童福祉行政にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、すべての都道府県において緊急事態措置の指定が解除されたことにより、新型コロナウイルス感染症に関連した放課後等デイサービス事業所の取扱いについて、別紙のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」（令和2年5月28日付事務連絡）が示されました。これを踏まえ、本市における取扱いは下記の通りとなりますので、確認のうえ対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、対象者は東大阪市中で支給決定を受けている利用者に限ります。また、今後の状況の変化等により、取扱いが変更となる場合もございます。その際にはあらためて通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

記

1. 放課後等デイサービスの報酬単価について

5月31日まで特別支援学校等が臨時休業とされていたため、現在、報酬については学校休業日単価を適用する取扱いとしています。6月1日より学校の再開が決定されておりますが、分散登校や短縮授業等の様々な形態での登校が予定されていることから、現在の学校休業日単価を適用する取扱いを6月末日まで継続し、7月1日より授業終了後単価を適用することと致します。

なお、夏休み期間の取扱いにつきましては、決定次第別途通知致します。

2. 電話等による代替的な支援の取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、障害児通所支援事業について電話等による代替的な支援の取扱いを可能としておりますが、この取扱いについては当

面継続することと致します。なお、請求が可能となる条件につきまして、6月1日より一部変更とさせていただきますので、必ずご確認いただきますようお願いいたします。

《請求が可能となる条件》

- ① 医療的ケアを必要とする児童生徒等（医療的ケア児）、または基礎疾患等があることによる重症化するリスクが高い児童生徒等（基礎疾患児）であり、事業者が通所すべきでないと判断したもの、もしくは医療的ケア児・基礎疾患児ではないが保護者の強い希望によるもので、電話や訪問等での健康管理や相談支援等を行った場合でも、通所サービスの提供を行った場合と同じ利用者負担額が発生することについて、保護者等への説明が事前になされ、同意が得られていること（保護者等の同意が得られない場合、もしくは単なる欠席の場合は算定不可）
- ② 代替的な支援を行った理由及び支援等を行った記録を作成し、事業所内で保管すること（添付の様式3を使用・市への提出は不要 ※様式が変更となっています）
- ③ 契約支給量内での実施・請求であること
- ④ 複数事業所において同一日利用がないこと
- ⑤ 市に報告書を提出すること（添付の様式2を使用し、翌月10日（休日の場合は翌開庁日）までに障害児サービス課宛てに郵送（必着）もしくは持参）

3. 放課後等デイサービスの提供が決定支給量を超える場合の取扱いについて

学校の臨時休業の影響により通所日数が増加し、支給量増が見込まれる利用者については、23日を限度として利用を可能としてきましたが、本取扱いにつきましては5月31日で終了と致します。なお、6月以降に支給量増が見込まれる利用者につきましては、通常どおり給付費支給申請書を提出し支給量変更の手続きをしていただきますようお願いいたします。

以上につきまして、ご質問等ございましたら、お手数ですが問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先・提出先

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 福祉部 障害者支援室

障害児サービス課

TEL 06-4309-3248 FAX 06-4309-3813